

広資料第112号
令和5年10月3日
協働推進部協働推進課
市民情報提供資料

武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの指定管理者候補者について（報告）

このことについて、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会から令和5年9月22日付で別紙のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、申請団体のうち不選定となった団体については、その名称を伏せ字等としております。



令和5年9月22日

武蔵村山市長

山崎 泰大 様

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者
選定委員会委員長 石川 浩喜

武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの
指定管理者候補者について（報告）

このことについて、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第15号）第2条の規定に基づき、武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの指定管理者候補者を選定したので、別紙のとおり報告します。



武蔵村山市民総合センター
ボランティア・市民活動センターの
指定管理者候補者について
(報告)

令和5年9月

武蔵村山市公の施設の
指定管理者候補者選定委員会

目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 対象施設	2
2 募集及び審査の経過	2
3 申請状況	2
II 審査の結果	3
1 審査の方法	3
2 審査の結果	3
3 審査の講評	5
III 参考資料	6
1 選定委員会設置要綱	6
2 選定委員会委員名簿	8
3 募集要項	9
4 選定要領	23

はじめに

本報告書は、武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター（以下「ボランティア・市民活動センター」という。）の指定管理者候補者の選定に関し、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査の経過及び結果等について報告するものです。

現在のボランティアセンター・市民活動センターは、平成14年4月1日に開館し、その管理運営を平成18年度から指定管理者に委ねておりますが、令和5年3月31日で指定期間が満了することから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの管理運営を委ねるため、指定管理者の公募を行った結果、2団体から応募がありました。

選定委員会は、公募に応じて申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も適当と認めるものを指定管理者候補者として選定し市長に報告するため、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第15号）に基づき設置されたものです。

選定委員会の会議は、令和5年4月19日（水）及び同年8月29日（火）に開催し、申請団体からの提出書類及び説明（プレゼンテーション）をもとに厳正な審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ここに、申請団体に深く感謝しますとともに、選定された団体には、指定管理者として提案内容に沿った十分な成果をあげられるよう期待するものであります。

令和5年9月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会

委員長	石川	浩喜
職務代理	雨宮	則和
委員	並木	篤志
委員	田中	敬文
委員	田中	雅文
委員	岩崎	和昭

（順不同）

II 審査の結果

1 審査の方法

選定委員会では、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会選定要領に基づき、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）と申請団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）による審査を経て選定を行いました。

選定に当たって、第一次審査では申請団体が募集要項に示された応募資格等を満たしているかどうかの確認を行った後、提出書類の審査を行いました。

第2次審査の方法は、第一次審査通過団体が25分以内で提出書類の説明（プレゼンテーション）を行い、引き続き委員による20分程度の質疑応答を行いました。その後、各委員が審査基準に基づき個別に採点（20項目・各5点満点）を行い、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（以下「評点」という。）の合計により選定することとし、かつ評点の合計が過半点を超えた申請団体のうち、合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定しました。

[応募資格等]

- (1) 法人その他の団体（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）であること。
- (2) 法人その他の団体又はその代表者等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人
 - イ 役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
 - オ 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
 - カ 国税、地方税を滞納しているもの
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体及び役員が同条第6号に規定する暴力団員である団体

2 審査の結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体をボランティア・市民活動センターの指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者

団体名：特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場

所在地：武蔵村山市大南五丁目56番地の1パピヨン大南205号

代表者：理事長 佐藤 哲子

指定管理者候補者選定基準〔審査基準〕－ 審査の結果 －

選 定 基 準		■■■■■	むさしむらやま 子ども劇場
1	市民の平等利用が確保されるものであること。 (10点)	小計 8.1	小計 8.5
(1)	関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	4.3	4.3
(2)	情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	3.8	4.2
2	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点)	小計 21.6	小計 24.4
(1)	指定管理業務を行うに当たっての基本方針は適切か。	3.8	4.0
(2)	施設の現状を正しく認識し、運営及び維持管理の両面から今後の在り方について具体的かつ適切な提案がなされているか。	3.8	4.3
(3)	自主事業計画書の内容は適切か。	3.2	4.2
(4)	利用者に対するサービス向上策は適切か。	3.8	4.2
(5)	利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	3.3	4.0
(6)	苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制が整備されているか。	3.7	3.7
3	管理運営の適正化と効率化を図るものであること。 (10点)	小計 6.1	小計 7.6
(1)	総合的に収支予算（5年間）が適切で、管理運営の効率化及び経費節減が図られているか。	3.3	3.8
(2)	人件費及びその他の管理経費の設定は適切か。	2.8	3.8
4	管理を安定して行う能力を有するものであること。 (10点)	小計 7.3	小計 6.5
(1)	法人その他の団体の経営基盤は安定しており、必要な管理運営能力が期待できるか。	4.0	2.7
(2)	指定管理業務に係る職員体制（基本方針・人員配置・採用及び研修・緊急時の対応）は十分なものか。	3.3	3.8
5	ボランティア・市民活動団体と行政との市民協働のまちづくりに関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。 (30点)	小計 20.3	小計 25.3
(1)	市民協働のまちづくりに関する学習機会を十分に提供することが期待できるか。	3.7	4.2
(2)	協働事業提案制度におけるボランティア・市民活動団体の事業提案の支援を適切に行うことが可能か。	3.3	4.3
(3)	ボランティア・市民活動を行う個人及び団体からの相談等に適切に対応できるか。	3.3	4.2
(4)	ボランティア・市民活動を行う個人及び団体相互間の交流及び連携を促す機会を提供することができるか。	3.7	4.2
(5)	特定非営利活動法人の設立・運営支援等を行うことが可能か。	3.0	4.2
(6)	その他、利用者のニーズに応じた事業等を適切に行うことが可能か。	3.3	4.2
6	特に他の法人その他の団体と比較して優れていること。 (10点)	小計 7.1	小計 8.2
(1)	他の法人その他の団体と比較して積極性・独自性が認められるか。	3.3	4.2
(2)	総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。	3.8	4.0
合 計 点 数 (計100点)		70.5	80.5

3 審査の講評

本選定委員会において、申請のあった2団体について厳正な審査を行った結果、評点の合計が過半数を超え、かつ評点の合計が最も高い団体をボランティア・市民活動センターの指定管理者候補者として選定いたしました。

選定した団体は、自らNPO法人として活動していることが提案内容に反映されており、指定管理者としてのこれまでの10年間において中間支援組織として取り組んできた経験や実績に加え、コロナ禍における取組を丁寧に分析・評価した上で、今後に活かしていこうとする姿勢を感じることができたため、当該施設を適正に管理運営できると評価いたしました。

引き続き、新たな取組を通じてボランティア活動や市民活動を活性化させ、多様な協働の創出に努めていくことを期待しています。

他方、団体の経営状況を見る限り、経常収益は当該施設に係る指定管理料に大きく依存しているため、NPO法人としての自らの立ち位置を確認した上で、安定した財政基盤の構築等に努めていくことを求めるものです。

選定した団体においては、提案内容を着実に実現するため、創意工夫により、利用者に対して質の高いサービスの提供に努めていただき、本市のボランティア及び市民活動団体の支援施設として更なる発展を期待し、講評といたします。

Ⅲ 参考資料

1 選定委員会設置要綱

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

平成17年10月13日訓令（甲）第15号

（設置）

第1条 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の選定委員会を置くことができる。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、条例第2条の規定による公募に応じて条例第3条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、市長に報告する。

（組織）

第3条 選定委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長の職にある者
- (2) 企画財政部長の職にある者
- (3) 当該公の施設の所管部長の職にある者
- (4) 当該公の施設の管理に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する3人の者

（委員長）

第4条 選定委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、非公開とする。
- 3 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(任期)

第7条 第3条第2項第4号の委員の任期は、当該公の施設に係る指定管理者が指定された日をもって満了する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月7日訓令(甲)第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令(甲)第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令(甲)第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令（甲）第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 選定委員会委員名簿

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
いしかわ ひろき 石川 浩喜	要綱第 3 条第 2 項第 1 号	副市長の職にある者
あめみや のりかず 雨宮 則和	要綱第 3 条第 2 項第 2 号	企画財政部長の職にある者
なみき あつし 並木 篤志	要綱第 3 条第 2 項第 3 号	当該公の施設の所管部長の職にある者
たなか たかふみ 田中 敬文	要綱第 3 条第 2 項第 4 号	当該公の施設の管理に関し識見を有する者
たなか まさふみ 田中 雅文	要綱第 3 条第 2 項第 4 号	当該公の施設の管理に関し識見を有する者
いわさき かずあき 岩崎 和昭	要綱第 3 条第 2 項第 4 号	当該公の施設の管理に関し識見を有する者

※要綱：武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

3 募集要項

武蔵村山市民総合センター

ボランティア・市民活動センター

指定管理者募集要項

武 蔵 村 山 市

目 次

項 目	ページ
公募の趣旨	1
第1 施設の概要	1
1 施設の名称及び所在地	1
2 施設の設置目的	1
3 施設の規模等	1
第2 管理運営の条件	2
1 管理運営の基本方針	2
2 指定予定期間	2
3 管理運営の基準	2
4 指定管理料	4
5 市と指定管理者の責任分担	5
第3 公募及び申請	5
1 公募等の日程	5
2 公募及び申請の手続	6
第4 指定管理者候補者の選定	9
1 選定方法	9
2 選定基準	9
3 審査基準	10
第5 指定管理者の指定及び協定の締結	10
1 指定管理者の指定	10
2 協定の締結	10
3 留意事項	10

資料 武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター指定管理者候補者審査基準

様式一覧

- 第1号様式 指定管理者指定申請書
- 指定様式1 現場説明会参加申込書
 - 2 質問票
 - 3 事業計画書
 - 4 収支予算書
 - 5 共同事業体協定書兼委任状
 - 6 共同事業体構成員表
 - 7 法人等の概要
 - 8 指定管理者の指定申請誓約書

公募の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）は、市におけるボランティア活動等の総合拠点として、平成14年に武蔵村山市民総合センター内にボランティアセンターを開館しました。

施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、NPO等その他の市民活動団体に対する支援等の役割を明確にするため、平成26年度からはボランティア・市民活動センターと改称して管理運営を行っています。

現在の指定期間が令和6年3月31日をもって終了することから、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第2条の規定に基づき、ボランティア・市民活動センターの管理運営を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）を公募します。

第1 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
武蔵村山市民総合センター ボランティア・市民活動センター	武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター2階

2 施設の設置目的

武蔵村山市におけるボランティア・市民活動の総合拠点として、地域におけるボランティア・市民活動の支援を行うとともに、市民協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

3 施設の規模等

構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建（武蔵村山市民総合センター全体）
敷地面積	6,884.13㎡（同上）
延床面積	6,009.37㎡（同上）
設置年月日	平成14年4月1日
延床面積	295.320㎡
施設の内容	コーディネーター室（33.083㎡）
	点字室兼録音室（27.099㎡）
	作業室（80.128㎡）
	会議室（77.410㎡）
	ボランティア・市民活動団体ロッカー室（77.600㎡）
隣接共用部分	男子・女子トイレ、だれでもトイレ、水飲み場コーナー、倉庫、廊下

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

- (1) 施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努めること。
- (2) 公の施設としての役割を十分に認識し、サービスの提供に当たっては、公平な取扱いを確保すること。
- (3) 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映するとともに、創意工夫によりサービス向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）とする。

3 管理運営の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後10時まで

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(2) 休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日

エ 12月29日から同月31日までの日

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(3) 管理業務に従事する職員の配置基準

指定管理者は、業務の履行と責任体制を確保するため、常勤の施設長1人及びその他の職員1人以上を配置するものとする。なお、常勤（※）の職員については、いずれも地域におけるボランティア・市民活動の支援及び市民協働のまちづくりの推進に熱意があり、必要な知識を有している者とする。

また、指定管理料等の経理事務を適切に管理するため、必要な知識と経験を有する経理担当者を配置すること。

（※）常勤とは、週38時間45分以上勤務する職員を指すこととする。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 武蔵村山市民総合センター設置条例（平成13年武蔵村山市条例第24号）別表第1に規定する次に掲げる事業の企画・実施に関すること。

- (ア) ボランティア・市民活動の広報及び啓発に関すること。
- (イ) ボランティア・市民活動に関する研修及び相談に関すること。
- (ウ) ボランティア・市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (エ) ボランティア・市民活動を行う個人及び団体の育成及び支援に関すること。
- (オ) 武蔵村山市とボランティア・市民活動を行う個人及び団体との協働並びに当該個人及び団体相互間の交流及び連携に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

イ 次に掲げる施設及び設備（以下「設備等」という。）の利用許可等に関すること。

- (ア) 点字室兼録音室、作業室、会議室、ボランティア・市民活動団体ロッカー室の利用届出書の受付及び貸出管理
- (イ) 備品の維持管理及び複写機の管理

ウ 設備等の維持管理に関すること。

設備等の維持管理（建物本体及び建物に付属した設備に係るものを除く。）

※ 次の(ア)から(キ)までに掲げる武蔵村山市民総合センターの敷地・建物全体に共通する維持管理は、指定管理者の業務には含まれない。ただし、全館の維持管理計画に従って、必要な協力は行うこと。

- (ア) 建物保守管理業務
- (イ) 建物付属設備保守管理業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 環境衛生管理業務
- (オ) 植栽・外構維持管理業務
- (カ) 駐車場管理業務
- (キ) 警備業務（総合案内を含む。）

エ 指定管理料の経理に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(5) その他の重要事項

ア 業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、利用者に対する直接的な業務以外の業務については、市の承諾を得て外部業者に委託することは可能である。

イ 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

(ア) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び武蔵村山市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。また、指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(イ) 情報公開

指定管理者は、ボランティア・市民活動センターの管理業務に関する情報の公開を

行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に準拠した規程を設けるものとする。

ウ 関係法令等の遵守

- (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (イ) 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則（平成17年武蔵村山市規則第38号）
- (ウ) 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成15年政令第507号）
- (エ) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第25号）
- (オ) 武蔵村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第27号）
- (カ) 武蔵村山市行政手續条例（平成9年武蔵村山市条例第11号）
- (キ) 武蔵村山市暴力団排除条例（平成24年武蔵村山市条例第34号）

エ 施設賠償責任保険等に加入すること。

4 指定管理料

(1) 指定管理料の額

市は、予算の範囲内において指定管理者に指定管理料を支払う。指定期間（令和6年度から令和10年度まで）における指定管理料については、申請時の事業計画等を参考に、市と指定管理者が協議を行い、指定期間全体に必要な指定管理料の額を限度額とする債務負担行為（地方自治法第214条）を設定し、各年度の金額については、債務負担行為の限度額の範囲内で、市と指定管理者が協議を行い、予算編成を通じて年度ごとに決定する。

(2) 支払方法及び経理方法

ア 支払方法

指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う。なお、支払の方法、回数については、市と指定管理者が協議して定める。

イ 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。なお、当該経費及び収入については専用の口座で管理すること。

ウ 指定管理料の精算

指定管理料は、指定管理者の収支計画書に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、原則として指定管理料の精算は行わないものとする。

5 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担については、おおむね次の表のとおりとする。詳細については、協定締結の際に定める。

項 目		市	指定管理者
施設の運営（苦情対応、運営に係る総務、経理業務を含む。）			○
施設の維持管理（施設設備等の日常点検等）			○
災害時対応（待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等）（※1）		○ 指示	○
災害復旧		○	
施設設備等の大規模修繕（50万円以上）		○	
備品管理（※2）	新規購入		○
	修繕		○
利用者に対する賠償責任		○	○
包括的管理責任		○	

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品については、指定管理者が管理すること。新規に購入する必要があるものについては、原則として指定管理料により指定管理者が購入し、購入に当たっては事前に市と協議すること。以上の備品については、市に帰属するものとする。

第3 公募及び申請

1 公募等の日程

内 容	日 程
募集要項の公表及び配布	令和5年6月1日（木）から同年7月5日（水）まで
現場説明会の開催	令和5年7月6日（木）
質問書の受付期限	令和5年7月11日（火）
質問書への回答期限	令和5年7月18日（火）
申請の受付期間	令和5年7月24日（月）から同月31日（月）まで
第一次審査（書類審査）	令和5年8月上旬（予定）
第一次審査の結果通知	令和5年8月上旬（予定）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年8月下旬（予定）
選定結果の通知及び公表	令和5年9月上旬（予定）
市議会による指定議決	令和5年12月（予定）
指定管理者の指定	令和5年12月（予定）
協定の締結	令和5年2月（予定）

2 公募及び申請の手続

(1) 募集要項の公表及び配布

ア 公表・配布期間

令和5年6月1日(木)から同年7月5日(水)まで

イ 公表・配布方法

市役所2階協働推進部協働推進課(土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)及び市ホームページ等において募集要項を公表、配布する。

(2) 現場説明会の開催

ボランティア・市民活動センターの現況、指定管理者が行う業務及び申請方法等について、説明会を次のとおり開催する。

ア 日時

令和5年7月6日(木)午前10時

イ 場所

武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター

〒208-8503 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター2階

ウ 申込方法

現場説明会参加申込書(指定様式1)に必要事項を記入し、令和5年7月5日(水)正午までに電子メールで申し込むこととする。なお、メール件名は「【事業者名】ボランティア・市民活動センター指定管理者募集(現場説明会参加申込書)」とし、電子メール送信後に担当まで送信の確認電話をすること。

エ 申込先

武蔵村山市協働推進部協働推進課協働推進係(メールアドレス等は、裏表紙に記載)

オ その他

申請予定団体は、原則として説明会に参加すること。

(3) 質問書の受付及び回答

申請に当たって質問がある場合は、所定の質問書(指定様式2)を次により提出すること。なお、期間内に到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

ア 受付期限

令和5年7月11日(火)午後5時

イ 質問方法

質問事項は、質問書(指定様式2)に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、メール件名は「【事業者名】ボランティア・市民活動センター指定管理者募集(質問書)」とし、電子メール送信後に担当まで送信の確認電話をすること。

ウ 提出先

武蔵村山市協働推進部協働推進課協働推進係(メールアドレス等は、裏表紙に記載)

エ 回答

提出された全ての質問と回答について、令和5年7月18日(火)までに電子メールにより回答書で通知するとともに、市ホームページで公開する。

(4) 申請の受付

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)から同月31日(月)まで

(土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 提出書類

	書類の名称	様式
1	指定管理者指定申請書 ※共同事業体による応募の場合は、申請者欄に共同事業体の名称等を補記すること。	第1号様式
2	事業計画書(5年間)	指定様式3
3	収支予算書(5年間)	指定様式4
4	共同事業体に関する書類 ※共同事業体による応募の場合に提出すること。 (1) 共同事業体協定書兼委任状 (2) 共同事業体構成員表 (3) 各構成団体の業務分担等詳細な事項を定めた共同事業体協定書	指定様式5 指定様式6 任意様式
5	法人その他の団体の定款 ※共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。	任意様式
6	法人その他の団体の登記事項証明書(全部証明)(法人の場合) ※共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。	当該証明書
7	法人等の概要を示す書類(団体の組織、沿革及び様式に記載しきれない事項等は任意の書類を添付する。) ※共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。	指定様式7
8	法人その他の団体の経営状況を示す書類 ※共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。 (1) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの(直近3年間) (2) 営業報告書(事業報告書)又はこれに類するもの(直近1年間) (3) 令和5年度の法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書	任意様式
9	納税証明書(直近1年間) ※共同事業体による応募の場合には、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。 (1) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと の証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3) (2) 都(県)税に係る納税証明書 (3) 市(町村)税に係る納税証明書	当該証明書
10	法人その他の団体の就業規則又はこれに準ずる定め ※共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。	任意様式
11	指定管理者の指定申請誓約書	指定様式8

ウ 提出先

武蔵村山市協働推進部協働推進課協働推進係（郵送先等は、裏表紙に記載）

エ 提出方法

持参（土・日曜日、休日を除く。）又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）
で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

オ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(5) 応募資格等

ア 応募資格

法人その他の団体（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）であること。

イ 応募制限

法人その他の団体又はその代表者等が次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人
- (イ) 役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (オ) 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- (カ) 国税、地方税を滞納しているもの
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体及び役員が同条第6号に規定する暴力団員である団体

ウ 共同事業体による応募

- (ア) 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続を行うものとする。
- (イ) 単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に、新たに応募することができる。
- (ウ) 共同事業体により応募した後においては、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。
- (エ) 応募する団体に必要な資格要件は、原則として共同事業体の代表団体及び全ての構成団体について適用する。

(6) 留意事項

ア 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

イ 応募の辞退

申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。

ウ 申請書類の取扱い

(ア) 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(イ) 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選定された団体の申請書類については、指定管理者制度による施設の管理内容の公表その他市が必要と認める場合には、個人情報等の適正な取扱いをした上で、市はその全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(ウ) 申請書類は、武蔵村山市情報公開条例第8条各号に掲げる非開示情報（個人情報、事業活動情報等）を除き、開示の対象とする。

(エ) 事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、外部の有識者を含む武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、最も評点が高い申請者を指定管理者の候補者に選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された申請書類により応募資格等の審査を行い、審査結果については全ての団体に通知する（令和5年8月上旬を予定）

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過団体について事業計画書等をもとにプレゼンテーション（25分以内）及び質疑応答（20分程度）を行い、指定管理者候補者を1団体選定する（令和5年8月下旬を予定）。

2 選定基準

(1) 市民の平等利用が確保されるものであること。

(2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。

(3) 管理運営の適正化と効率化を図るものであること。

(4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。

(5) ボランティア・市民活動団体と行政との市民協働のまちづくりに関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。

(6) その他、特に他の法人その他の団体と比較して優れていること。

3 審査基準

資料「武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター指定管理者候補者審査基準」のとおり。

第5 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、令和5年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定される（令和5年12月を予定）。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理業務等に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結する。

なお、事業計画書において提案された内容の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

(1) 基本協定の主な項目

- ア 指定期間に関する事項
- イ 施設及び備品に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 個人情報の取扱いに関する事項
- カ 情報管理及び情報公開に関する事項（モニタリングの実施を含む。）
- キ 損害賠償に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 業務の引継ぎに関する事項
- コ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 市が負担する指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、市は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市は、その指定を取り消すことができる。

(3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。また、指定期間が満了したとき、指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとする。

(5) 業務の引継ぎ等

ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

イ 指定期間の満了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、ボランティア・市民活動センターの管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。

(6) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。

(7) 各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター指定管理者候補者審査基準

選 定 基 準	評 点				
1 市民の平等利用が確保されるものであること。(10点)	小 計 点				
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	4	3	2	1
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。(30点)	小 計 点				
(1) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、運営及び維持管理の両面から今後の在り方について具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	4	3	2	1
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	5	4	3	2	1
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5	4	3	2	1
(6) 苦情受付及び危機管理(防災、防犯、その他緊急時の対応)体制が整備されているか。	5	4	3	2	1
3 管理運営の適正化と効率化を図るものであること。(10点)	小 計 点				
(1) 総合的に収支予算(5年間)が適切で、管理運営の効率化及び経費節減が図られているか。	5	4	3	2	1
(2) 人件費及びその他の管理経費の設定は適切か。	5	4	3	2	1
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。(10点)	小 計 点				
(1) 法人その他の団体の経営基盤は安定しており、必要な管理運営能力が期待できるか。	5	4	3	2	1
(2) 指定管理業務に係る職員体制(基本方針・人員配置・採用及び研修・緊急時の対応)は十分なものか。	5	4	3	2	1
5 ボランティア・市民活動団体と行政との市民協働のまちづくりに関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。(30点)	小 計 点				
(1) 市民協働のまちづくりに関する学習機会を十分に提供することが期待できるか。	5	4	3	2	1
(2) 協働事業提案制度におけるボランティア・市民活動団体の事業提案の支援を適切に行うことが可能か。	5	4	3	2	1
(3) ボランティア・市民活動を行う個人及び団体からの相談等に適切に対応できるか。	5	4	3	2	1
(4) ボランティア・市民活動を行う個人及び団体相互間の交流及び連携をする機会を提供することができるか。	5	4	3	2	1
(5) 特定非営利活動法人の設立・運営支援等を行うことが可能か。	5	4	3	2	1
(6) その他、利用者のニーズに応じた事業等を適切に行うことが可能か。	5	4	3	2	1
6 特に他の法人その他の団体と比較して優れていること。(10点)	小 計 点				
(1) 他の法人その他の団体と比較して積極性・独自性が認められるか。	5	4	3	2	1
(2) 総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。	5	4	3	2	1
合 計 点 数	点				

4 選定要領

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定要領

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成17年10月13日訓令（甲）第15号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 選定の対象施設

武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター

2 選定委員会の委員

選定委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏名	区分	備考
石川 浩喜	副市長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	副市長
雨宮 則和	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	企画財政部長
並木 篤志	当該公の施設の所管部長の職にある者 (要綱第3条第2項第3号該当)	協働推進部長
田中 敬文	当該公の施設の管理に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する3人の者 (要綱第3条第2項第4号該当)	東京学芸大学教育学部前教授
田中 雅文		日本女子大学名誉教授
岩崎 和昭		東京税理士会立川支部

3 選定の基準

選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。
- (3) 管理運営の適正化と効率化を図るものであること。
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) ボランティア・市民活動団体と行政との市民協働のまちづくりに関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。
- (6) その他、特に他の法人その他の団体と比較して優れていること。

第3 審査及び選定

1 指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第2条の規定による公募に応じて同条例第3条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

2 審査及び選定の方法

(1) 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書類により応募資格等の審査（以下「第一次審査」という。）を行い、第一次審査通過団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション（以下「第二次審査」という。））及び質疑応答をもとに選定する二段階審査により行う。

(2) 説明（プレゼンテーション）

各申請団体からそれぞれ25分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、20分程度の質疑応答を行う。

(3) 審査基準

審査は、募集要項第4の3の選定の基準を踏まえて定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付すことにより行う。

(4) 審査及び選定の手続

第一次審査通過団体による説明（プレゼンテーション）の終了後、各委員は審査基準に基づき個別に審査及び採点を行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が最も高い申請団体を指定管理者の候補者として選定する。ただし、評点の合計が過半点に満たない場合は失格とする。

武蔵村山市民総合センター
ボランティア・市民活動センターの
指定管理者候補者について
(報告)

令和5年9月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者選定委員会
(事務局) 武蔵村山市協働推進部協働推進課